

令和6年度答申第40号
令和6年10月11日

諮問番号 令和6年度諮問第43号（令和6年9月11日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 国税徴収法152条4項に基づく換価の猶予取消処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、日本年金機構A年金事務所長（以下「処分庁」という。）が、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）69条の規定に基づき納付すべき令和3年3月分から令和4年1月分まで及び同年3月分から同年9月分までの各拠出金（以下「本件各拠出金」という。）を滞納し、本件各拠出金について換価の猶予を受けた審査請求人X（以下「審査請求人」という。）に対し、国税徴収法（昭和34年法律147号）152条4項において準用する国税通則法（昭和37年法律66号）49条1項の規定に基づき、本件各拠出金に係る換価の猶予をいずれも取り消す処分（以下「本件各拠出金に係る換価猶予取消処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれらを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令等の定め

(1) 子ども・子育て支援法関係

ア 拠出金の徴収

- (ア) 子ども・子育て支援法69条1項は、政府は、児童手当の支給に要する費用等に充てるため、同項各号に掲げる者（以下「一般事業主」という。）から、拠出金を徴収すると規定し、同項1号には、「厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第82条第1項に規定する事業主（次号から第4号までに掲げるものを除く。）」が掲げられている。
- (イ) 子ども・子育て支援法69条2項は、一般事業主は、拠出金を納付する義務を負うと規定している。
- (ウ) 子ども・子育て支援法71条1項は、拠出金の徴収については、厚生年金保険の保険料その他の徴収金の徴収の例によると規定し、同条2項は、前項の拠出金及び当該拠出金に係る厚生年金保険の保険料その他の徴収金の例により徴収する徴収金（以下「拠出金等」という。）の徴収に関する政府の権限で政令で定めるものは、厚生労働大臣が行うと規定している。
- (エ) 上記(ウ)を受けて、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）28条は、子ども・子育て支援法71条2項の政令で定める政府の権限は、同法69条1項1号に掲げる者から拠出金等（同法71条2項に規定する拠出金等をいう。）を徴収する権限とすると規定している。

イ 権限及び事務の委任等

- (ア) 子ども・子育て支援法71条3項は、前項の規定により厚生労働大臣が行う権限のうち、国税滞納処分の例による処分その他政令で定めるものに係る事務は、政令で定めるところにより、日本年金機構（以下「機構」という。）に行わせるものとすると規定している。
- (イ) 上記(ア)の委任を受けて、子ども・子育て支援法施行令29条は、子ども・子育て支援法71条3項の政令で定めるものは、次の各号に掲げるとおりとすると規定し、4号には、「法（注：子ども・子育て支援法）第71条第1項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第89条の規定により国税徴収の例によるものとされる徴収に係る権限」が掲げられている。
- (ウ) 平成27年3月25日付け年管発0325第7号厚生労働省大臣官房年金管理審議官通知「厚生年金保険料等の滞納整理事務について」の別添「厚生年金保険料等の換価の猶予取扱要領」は、換価の猶予及び猶予期間の延長並びに換価の猶予の取消しに関する事務は、機構の年金事務

所長が行うと定めている（Ⅲの 7 の(1)、 9 の(3)及び 11 の(4)）。

ウ 審査請求

子ども・子育て支援法 75 条は、同法 71 条 2 項から 7 項までの規定による拠出金等の徴収に関する処分に不服がある者は、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができると規定している。

(2) 厚生年金保険法関係

ア 保険料の徴収

(ア) 厚生年金保険法 82 条 1 項は、被保険者及び被保険者を使用する事業主は、それぞれ保険料の半額を負担すると規定し、同条 2 項は、事業主は、その使用する被保険者及び自己の負担する保険料を納付する義務を負うと規定している。

(イ) 厚生年金保険法 89 条は、保険料その他この法律の規定による徴収金は、この法律に別段の規定があるものを除き、国税徴収の例により徴収すると規定している。

イ 審査請求

厚生年金保険法 91 条 1 項は、厚生労働大臣による保険料その他この法律の規定による徴収金の賦課若しくは徴収の処分又は同法 86 条（保険料等の督促及び滞納処分）の規定による処分に不服がある者は、社会保険審査会に対して審査請求をすることができると規定している。

ウ 権限に係る事務の委任

厚生年金保険法 100 条の 4 第 1 項は、同項各号に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務は、機構に行わせるものとする規定し、同項 30 号には、「第 89 条の規定により国税徴収の例によるものとされる徴収に係る権限」が掲げられている。

(3) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）関係

ア 保険料等の徴収

健康保険法 183 条は、保険料等（保険料その他この法律の規定による徴収金をいう（同法 180 条 1 項）。次のイにおいて同じ。）は、この法律に別段の規定があるものを除き、国税徴収の例により徴収すると規定している。

イ 審査請求

健康保険法 190 条は、保険料等の賦課若しくは徴収の処分又は同法 180 条（保険料等の督促及び滞納処分）の規定による処分に不服がある者

は、社会保険審査会に対して審査請求をすることができると規定している。

ウ 権限に係る事務の委任

健康保険法 204 条 1 項は、同項各号に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務は、機構に行わせるものとする規定し、同項 16 号には、「第 183 条の規定により国税徴収の例によるものとされる徴収に係る権限」が掲げられている。

(4) 国税徴収法関係（換価の猶予）

ア 国税徴収法 151 条 1 項は、税務署長は、滞納者が同項各号のいずれかに該当すると認められる場合において、その者が納税について誠実な意思を有すると認められるときは、その納付すべき国税につき滞納処分による財産の換価を猶予することができるが、その猶予の期間は、1 年を超えることができないと規定している。

そして、国税徴収法 151 条 1 項 1 号には「その財産の換価を直ちにすることによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあるとき。」が、同項 2 号には「その財産の換価を猶予することが、直ちにその換価をすることに比して、滞納に係る国税及び最近において納付すべきこととなる国税の徴収上有利であるとき。」が掲げられている。

イ 国税徴収法 151 条の 2 第 1 項は、税務署長は、前条（上記ア）の規定によるほか、滞納者がその国税を一時に納付することによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合において、その者が納税について誠実な意思を有すると認められるときは、その国税の納期限から 6 月以内にされたその者の申請に基づき、1 年以内の期間を限り、その納付すべき国税につき滞納処分による財産の換価を猶予することができると規定している。

ウ 国税徴収法 152 条 4 項は、国税通則法 46 条 5 項から 7 項まで及び 9 項、46 条の 2 第 4 項及び 6 項から 10 項まで、47 条、48 条 3 項及び 4 項並びに 49 条 1 項及び 3 項の規定は、前条 1 項（上記イ）の規定による換価の猶予について準用すると規定している。

(5) 国税通則法関係（納税の猶予）

ア 国税通則法 46 条 7 項は、税務署長等（税務署長、税関長又は国税局長をいう（同法 46 条 1 項）。以下同じ。）は、納税の猶予をした場合において、その猶予をした期間内にその猶予をした金額を納付することができないやむを得ない理由があると認めるときは、納税者の申請に基

づき、その期間を延長することができるが、その期間は、既にその者につきこれらの規定により納税の猶予をした期間と併せて2年を超えることができないと規定している。

イ 国税通則法47条1項は、税務署長等は、同法46条の規定による納税の猶予をし、又はその猶予の期間を延長したときは、その旨、猶予に係る金額、猶予期間、分割して納付させる場合の当該分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額その他必要な事項を納税者に通知しなければならないと規定している。

ウ 国税通則法49条1項は、納税の猶予を受けた者が同項各号のいずれかに該当する場合には、税務署長等は、その猶予を取り消し、又は猶予期間を短縮することができる」と規定し、同項4号には「新たにその猶予に係る国税以外の国税を滞納したとき（税務署長等がやむを得ない理由があると認めるときを除く。）」が、同項6号には「前各号に掲げる場合を除き、その者の財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないと認められるとき。」が掲げられている。

エ 国税通則法49条3項は、税務署長等は、同条1項の規定により納税の猶予を取り消し、又は猶予期間を短縮したときは、その旨を納税者に通知しなければならないと規定している。

2 事案の経緯

審査関係人間に争いのない事実及び各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

(1) 審査請求人は、健康保険及び厚生年金保険の適用事業所の事業主であり、子ども・子育て支援法69条1項1号に規定する一般事業主である。審査請求人の事業所は、B地に所在している。

(商業登記履歴事項全部証明書)

(2) 審査請求人は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少して資金繰りが悪化したため、入金のを健康保険料、厚生年金保険料及び拠出金（以下「負担金」という。）に充てた場合には、資材の仕入れができなくなり、事業の継続が困難となるとして、処分庁に対し、滞納している令和3年3月分から令和4年1月分まで及び同年3月分から同年9月分までの各負担金（以下「本件各負担金」という。）について、それぞれ換価の猶予の申請をしたところ、処分庁は、審査請求人に対し、本件各負担金について、それぞれ猶予期間を1年と定めて換価を猶予した。

その後、処分庁は、本件各負担金のうち、令和3年3月分から令和4年1月分までの各負担金について、審査請求人の申請により、又は職権で、それぞれ換価の猶予期間を1年延長した。

（本件各負担金に係る換価の猶予に関する手続一覧表、換価の猶予申請書7通（うち6通は、申請月以外の月分（計11か月分）についても申請をしたとみなされた申請書である。）、換価の猶予許可決議書18通、換価の猶予期間延長申請書10通、換価の猶予期間延長許可決議書10通、換価の猶予決議書（職権））

- (3) 処分庁は、令和5年3月1日付けで、審査請求人に対し、令和4年12月分の負担金が納付計画に従って令和5年2月27日に納付されていないとして、その納付期限を同年3月15日に指定するとともに、今後も負担金の納付の不履行が確認された場合には、上記(2)の本件各負担金に係る換価の猶予を取り消すことがあると通知した。しかし、審査請求人は、令和4年12月分の負担金を上記の期限（令和5年3月15日）までに納付しなかった。

また、審査請求人は、令和5年1月分の負担金を納付期限（同年2月28日）までに納付することができなかったため、指定期限（同年3月30日）までに納付することを約束したが、その納付もしなかった。

（猶予の取消予告通知書、保険料収納状況照会回答票（項番28及び29））

- (4) 処分庁は、令和5年4月4日付けで、審査請求人に対し、「あなた（貴社）は、度重なる納付協議の勧奨を行うも、再協議及び財務諸表等の提出に応じられず、滞納解消の見込みがたたないことから厚年法第89条等（注：厚生年金保険法89条、健康保険法183条及び子ども・子育て支援法71条1項）で準用する国税徴収法第152条第4項（国税通則法第49条第1項第6号準用）の規定により、換価の猶予を取り消します。」との理由を付して、上記(2)の本件各負担金に係る換価の猶予をいずれも取り消す処分（以下「本件各負担金に係る換価猶予取消処分」という。）をした。

なお、審査請求人が本件各負担金に係る換価猶予取消処分があったことを知ったのは、令和5年4月10日であった。

（換価の猶予取消通知書（以下「当初の通知書」という。）18通）

- (5) 審査請求人は、令和5年7月10日、社会保険審査会に対し、本件各負担金に係る換価猶予取消処分を不服として審査請求をした。

社会保険審査会は、上記審査請求のうち、健康保険料及び厚生年金保険料（以下「保険料」という。）に係る部分を対象とする審査請求（以下「別件審査請求」という。）のみを受け付け、拠出金に係る部分を対象とする審査請求（本件審査請求）については、審査請求人に対し、厚生労働大臣に対してするように教示した上で、本件審査請求の担当部局（厚生労働省年金局）に対し、審査請求人が本件審査請求をする旨を連絡した。

（社会保険審査会の裁決書（事件番号a）、令和6年9月25日付けの審査庁の事務連絡（以下「本件事務連絡」という。）・記3及び8）

- (6) 審査請求人は、令和5年7月12日、審査庁に対し、本件審査請求をした。

審査庁は、社会保険審査会から上記(5)の連絡があったことから、本件審査請求は、令和5年7月10日にされたものとみなし、行政不服審査法（平成26年法律第68号）18条1項本文に規定する審査請求期間内にされた適法なものであると判断した（なお、審査庁は、本件審査請求が同月12日にされたものであるとしても、本件については同項ただし書の「正当な理由」があるから、本件審査請求は受理して差し支えないと判断した。）。

（本件事務連絡・記3及び別添1（審査請求書））

- (7) 処分庁は、令和5年8月22日（又は同月23日）、本件各負担金に係る換価猶予取消処分について、処分理由（該当条項）を「あなた（貴社）は、換価の猶予に係る保険料等以外の保険料等を滞納し、その滞納したことにつきやむを得ない理由があると認められないことから、厚生年金保険法第89条等で準用する国税徴収法第152条第4項（国税通則法第49条第1項第4号準用）の規定により、換価の猶予を取り消します。」と変更し、同月23日、審査請求人に対し、変更後の処分理由（該当条項）を記載した「換価の猶予取消通知書」（以下「差し替え後の通知書」という。）18通を送付した。

（本件事務連絡・記4、差し替え後の通知書18通）

- (8) 社会保険審査会は、令和b年c月d日付けで、審査請求人に対し、換価の猶予に係る保険料以外の保険料が納付されず、その不履行についてやむを得ない理由があるとは認められないから、保険料に係る換価猶予取消処分に違法又は不当な点はないとして、別件審査請求を棄却するとの裁決をした。

(裁決書(事件番号a))

- (9) 審査庁は、令和6年9月11日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

新型コロナウイルス感染症の影響で業績が落ち込み、拋出金の納付を伸ばしていただいていた。今まで、換価は免れていた。毎月、拋出金の納付に努力しているが、事業の状況により、拋出金の納付が難しいときもある。

したがって、本件各拋出金に係る換価猶予取消処分 of 取消しを求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

1 関係法令等について

- (1) 保険料及び拋出金の徴収については、国税徴収の例により徴収することとされており(健康保険法183条、厚生年金保険法89条、子ども・子育て支援法71条1項)、徴収に当たっては、国税徴収に関する諸法令を準用することとされている。
- (2) 換価の猶予については、国税徴収法における換価の猶予を受けた者に一定の事由が生じた場合には、その猶予を取り消し、又は猶予期間を短縮することができる(国税徴収法152条4項において準用する国税通則法49条1項)。
- (3) 換価の猶予の取消しについては、「新たにその猶予に係る国税以外の国税を滞納したとき(税務署長等がやむを得ない理由があると認めるときを除く。)」が取消事由の一つとされている(国税徴収法152条4項において準用する国税通則法49条1項4号)。
- (4) 上記(3)の「やむを得ない理由」とは、「納税者の責めに帰することができない理由」をいうとされている(昭和45年6月24日付け徴管2-43(例規)ほか国税庁長官通達「国税通則法基本通達(徴収部関係)の制定について」の別冊「国税通則法基本通達(徴収部関係)」(以下「本件基本通達」という。))の第49条関係の3、平成27年3月2日付け徴管5-10、徴管2-14国税庁長官通知「納税の猶予等の取扱要領の制定について(事務運営指針)」の別冊「納税の猶予等の取扱要領」(以下「本件取扱要領」という。))の第5章第1節の44の(4))。

2 本件事案について

- (1) 審査請求人は、令和5年1月分の拋出金について、同年3月15日まで

に納付することを約束していたが、同月 22 日、審査請求人から、入金予定の売掛金の入金が遅れたため納付ができなかったとの連絡があったことから、処分庁は、「やむを得ない理由」があると認め、換価の猶予の取消しをしなかった。審査請求人は、上記拋出金を令和 5 年 3 月 31 日までに納付することを約束したが、その納付期限を経過しても、その納付をしなかった。

(2) 令和 5 年 4 月 4 日、審査請求人から、処分庁に対し、上記(1)の拋出金の納付が遅れているとの連絡があったが、納付が遅れた原因についての主張はなく、新規に発生した拋出金の滞納について、審査請求人の責めに帰することができない事実が認められなかったことから、処分庁は、「やむを得ない理由」があるとは認められないとして、本件各拋出金に係る換価猶予取消処分をした。

(3) 以上のとおり、本件各拋出金に係る換価猶予取消処分は法令に基づいた適正なものであり、本件審査請求は理由がないから棄却すべきである。

3 なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件各拋出金に係る換価猶予取消処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

(1) 一件記録によると、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続の経過は、次のとおりである（なお、括弧内は、当該手続までの所要期間である。）。

本件審査請求の受付	: 令和 5 年 7 月 10 日（又は同月 12 日）
審理員の指名	: 同月 24 日 (本件審査請求の受付から 2 週間)
弁明書の受付	: 同年 8 月 31 日
弁明書の副本の送付	: 同年 9 月 20 日 (弁明書の受付から約 3 週間)
反論書の受付	: 同年 10 月 18 日
物件の提出依頼	: 同年 12 月 26 日 (弁明書の受付から約 4 か月、反論書の受付から約 2 か月 1 週間)
審理員意見書の提出	: 令和 6 年 2 月 6 日

諮問

: 同年 9 月 1 1 日

(審理員意見書の提出から約 7 か月 1 週間、
本件審査請求の受付から約 1 年 2 か月)

(2) そうすると、本件では、①審査請求の受付から審理員の指名までに 2 週間、②弁明書の受付から弁明書の副本の送付までに約 3 週間、③弁明書の受付又は反論書の受付から物件の提出依頼までに約 4 か月又は約 2 か月 1 週間、④審理員意見書の提出から諮問までに約 7 か月 1 週間を要した結果、審査請求の受付から諮問までに約 1 年 2 か月の期間を要している。

しかし、上記①から④までの各手続に上記の各期間を要したことについて特段の理由があったとは認められない。審査庁（審理員）においては、審査請求事件の進行管理の仕方を早急に改善する必要がある。

なお、上記③の物件の提出依頼は、処分庁が本件各負担金に係る換価猶予取消処分の処分理由（該当条項）の変更をしたこと（上記第 1 の 2 の(7)）について、その経緯を確認することができる資料の提出を求めたものである（「物件の提出について（依頼）」と題する書面）が、処分庁が上記の処分理由（該当条項）の変更をしたことは、処分庁が提出した弁明書によって明らかになったのであるから、審理員としては、弁明書の提出を受けた後、速やかに上記の物件の提出依頼をすべきであった。

また、上記④の手続に 7 か月以上もの期間を要したのは、審査庁が別件審査請求についての社会保険審査会の裁決が出るのを待っていたことによるようである（本件事務連絡・記 1 の(4)）。しかし、現行の制度においては、本件各負担金に係る換価猶予取消処分についての審査請求は、保険料に係る部分については社会保険審査会に対して行い、拠出金に係る部分については厚生労働大臣に対して行うこととされている（上記第 1 の 1 の(1)のウ、(2)のイ及び(3)のイ）から、それぞれの審査請求の手続は、本来、独立して迅速に進めるべきである。

審査庁は、本件審査請求において別件審査請求についての社会保険審査会の裁決が出るのを待っていた理由について、「健康保険料、厚生年金保険料及び子ども・子育て拠出金については、日本年金機構の各年金事務所において、一個の処分として換価の猶予及び取消処分等を行っています。健康保険料及び厚生年金保険料に係る処分は社会保険審査会において不服申し立ての審査が行われるところ、日本年金機構においては、健康保険料及び厚生年金保険料又は子ども・子育て拠出金に係る部分を分割して取り

消す事務処理が不可能であるため、社会保険審査会による健康保険料及び厚生年金保険料に係る処分に対する審査請求の裁決と異なる結論とならないかどうか確認する必要があった」と説明している（本件事務連絡・記1の(4)）。これは、本件各負担金に係る換価猶予取消処分は、保険料に係る部分も拠出金に係る部分も、同じ法条（国税徴収法152条4項において準用する国税通則法49条1項）を根拠とするものであることから、それぞれの部分についての審査請求で異なる結論を出すことができないことを理由とするようである。

そうであれば、同じ処分庁が同じ法条を根拠として1個の処分として行っている本件各負担金に係る換価猶予取消処分についての審査請求を保険料に係る部分と拠出金に係る部分とに分け、それぞれ審査庁を異にする別々の手続によることとしている現行の制度は、合理性に疑問があるといわざるを得ない。制度所管庁においては、上記の審査請求制度について見直しを検討されたい。

- (3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はない。

2 本件各拠出金に係る換価猶予取消処分の違法性又は不当性について

- (1) 子ども・子育て支援法71条1項は、拠出金の徴収については、厚生年金保険の保険料その他の徴収金の徴収の例によると規定し（上記第1の1の(1)のアの(ウ)）、厚生年金保険法89条は、保険料その他の徴収金は国税徴収の例により徴収すると規定している（上記第1の1の(2)のアの(イ)）。そして、国税徴収法152条4項は、国税通則法49条1項の規定は、国税徴収法151条の2第1項の規定による換価の猶予について準用すると規定し（上記第1の1の(4)のウ）、国税通則法49条1項4号は、納税の猶予を受けた者が「新たにその猶予に係る国税以外の国税を滞納したとき」に該当するときは、その猶予を取り消すことができると規定している（上記第1の1の(5)のウ）。

これを本件についてみると、審査請求人は、滞納していた令和3年3月分から令和4年1月分まで及び同年3月分から同年9月分までの各拠出金（本件各拠出金）について換価の猶予を受けていた（上記第1の2の(2)）が、同年12月分の拠出金の納付を遅滞したほか、令和5年1月分の拠出金の納付も遅滞した（上記第1の2の(3)）から、審査請求人は、新たにその猶予に係る拠出金以外の拠出金を滞納したことが明らかであり、国税徴

収法 152 条 4 項において準用する国税通則法 49 条 1 項 4 号に該当する。

- (2) 国税通則法 49 条 1 項 4 号は、上記のとおり、納税の猶予を受けた者が「新たにその猶予に係る国税以外の国税を滞納したとき」に該当するとき、その猶予を取り消すことができると規定しているが、「税務署長等がやむを得ない理由があると認めるときを除く。」と規定している。

ここでいう「やむを得ない理由」とは、「納税者の責めに帰することができない理由」をいうとされている（本件基本通達の第 49 条関係の 3、本件取扱要領の第 5 章第 1 節の 44 の(4)）ところ、審査請求人は、上記(1)の新たな拠出金の滞納（令和 4 年 12 月分及び令和 5 年 1 月分の拠出金の滞納）について、自らの責めに帰することができない事情があったことを具体的に主張していないし、当該事情を認めることができる資料も見当たらないから、上記(1)の新たな拠出金の滞納について「やむを得ない理由」があったとは認められない。

- (3) なお、処分庁は、審査請求人が本件各負担金に係る換価猶予取消処分についての審査請求（別件審査請求及び本件審査請求）をした後に、その処分理由（該当条項）を変更している（上記第 1 の 2 の(7)）。

この点について、処分庁は、別件審査請求及び本件審査請求に係る事実関係を確認したところ、国税通則法 49 条 1 項 6 号よりも同項 4 号の方が本件の実事関係に近いことが判明したため、処分理由（該当条項）を変更したと説明している（本件事務連絡・記 4）。すなわち、本件における処分理由（該当条項）の変更は、処分の根拠となる事実関係を変更したものではなく、当該事実関係が該当する条項をより適切なものに変更したものである。そして、国税通則法 49 条 1 項 6 号と同項 4 号の関係をみると、同項 6 号は、いわゆる包括条項（バスケット・クローズ）であって、同項 4 号に規定する場合は、同項 6 号に規定する場合に含まれる関係にある。

したがって、本件における処分理由（該当条項）の変更は、本件各拠出金に係る換価猶予取消処分の適法性に影響を及ぼすものではない。

- (4) 上記(1)から(3)までで検討したところによれば、本件各拠出金に係る換価猶予取消処分は、違法又は不当とは認められない。

3 付言

- (1) 負担金に係る換価猶予取消処分についての審査請求は、保険料に係る部分については社会保険審査会に対して行い、拠出金に係る部分については厚生労働大臣に対して行うこととされている（上記第 1 の 1 の(1)のウ、(2)

のイ及び(3)のイ)が、審査庁によれば、審査請求人が審査庁を間違えることが頻繁に発生しているとのことである(本件事務連絡・記3)。現に、本件においても、審査請求人は、当初、本件審査請求を別件審査請求とともに社会保険審査会に対して行っており、その間違いを指摘されて、厚生労働大臣に対して本件審査請求をやり直している(上記第1の2の(5)及び(6))。このように、負担金に係る換価猶予取消処分についての審査請求において、審査請求人が審査庁を間違えることが頻繁に発生しているのは、当該処分についての審査請求が上記のとおり分かりにくい制度になっているにもかかわらず、当該処分の通知書(「換価の猶予取消通知書」)において、不服申立ての教示文が極めて小さな文字で記載されていることに原因があると考えられる。厚生労働省においては、上記の通知書の様式の改正を検討されたい。

- (2) 本件各拠出金に係る換価猶予取消処分の通知書(「換価の猶予取消通知書」)における不服申立ての教示文をみると、当初の通知書においても、また、差し替え後の通知書においても、「あなたがこの許可に不服があるときは」と記載されている。これは、処分庁が「換価の猶予取消通知書」を作成する際に、誤って「換価の猶予許可通知書」の様式を使用したことによるようである(本件事務連絡・記9)。上記の教示文における「この許可に不服があるとき」との記載は、「この換価の猶予の取消しに不服があるとき」と記載すべきところを誤記したものであることが明らかであるから、この誤記は、本件各拠出金に係る換価猶予取消処分の適法性に影響を及ぼすものではないが、処分庁においては、今後、使用する通知書の様式を間違えるなどという初歩的なミスを繰り返さないようにされたい。

4 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	原			優
委	員	野	口	貴	公 美
委	員	村	田	珠	美